

令和 3 年 10 月 14 日

各部課等の長 殿

総務部長

令和 4 年度予算編成方針について

1. 経済情勢等

内閣府が 9 月 8 日に発表した令和 3 年 4～6 月期の実質国内総生産(GDP)は、個人消費と企業の設備投資の改善を背景に、前期比 0.5%増、年率換算で 1.9%の増とプラスとなり、外出自粛の一方で「旺盛な消費意欲も見られる」と指摘している。また、令和 3 年 9 月の月例経済報告では、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、その動きは鈍化しているとしており、先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向で下振れリスクの高まりに十分注意する必要があるとしている。

2. 国政の動向等

国は、6 月 18 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、感染症の感染拡大に引き続き万全を期す中で、厳しい経済的な影響に対して、雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのための重点的・効果的な支援策を講じるとともに、成長を生み出す 4 つの原動力「グリーン化・デジタル化・地方の所得向上・子ども・子育て支援の実現」を重点的に推進することとしている。また、「経済あつての財政」との考え方の下、デフレ脱却・経済再生に取り組むとともに、財政健全化目標の達成を目指すとしている。

これを踏まえ、7 月 8 日に閣議了解された「予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、本格的な歳出改革に引き続き取り組むこととし、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を重点化するように求めている。一方、年金・医療等に係る経費は、高齢化等に伴う自然増を見込み、重点分野であるグリーン、デジタル、地方活性化、子ども・子育てへの予算の重点化を進めるため、「新たな成長推進枠」を措置することとした。

このような中、国の概算要求は 8 月 31 日に締め切られ、一般会計の要求総額は 111 兆円を超え 4 年連続で過去最高となった。高齢化に伴う社会保障費の増大に加え、新型コロナ対策に伴う巨額の歳出により、国債の償還や利払いに充てる国債費の増加などが背景にある。また、コロナ対策など事項要求として金額を示していない要求もあり、歳出額はさらに膨らむ可能性もある。

また、6 月に閣議決定した経済財政運営の基本指針「骨太の方針」で明記した令和 7 年度のプライマリーバランス黒字化目標は、新型コロナウイルス感染症対策で巨

額の財政出動を余儀なくされたことを考慮し、目標年度を再確認するとの一文が新たに加わり、さらに、新内閣による大型補正予算がとりざたされるなど、財政再建の道のは非常に厳しい情勢である。

3.本市の財政状況等

令和2年度決算は、実質収支は10億4,200万円の黒字となり、昨年度を上回っているものの、12年ぶりとなる財政調整基金の繰入に加え減収補てん債の発行といった財源調整を行ったうえでの収支であることに留意が必要である。

基幹収入である市税は、国税化やコロナ感染症の影響による法人税の落ち込みを、固定資産税や個人所得割の伸びがカバーし、前年度水準を確保した。普通交付税に臨時財政対策債を加えた実質的な交付税も同様に前年度水準を維持し、一般財源総額は、税率改正の通年化による地方消費税交付金の増を主因として増収となった。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、市税の伸びを期待することは困難であり、地方消費税交付金などの各種交付金についても、不透明な情勢であり、歳入環境の好転を見込むことは難しい状況である。

歳出は、既往債の償還が進み公債費が減となったが、会計年度任用職員制度の導入に伴い人件費が拡大し、ひとり親世帯臨時特別給付金などの臨時事業による扶助費の増も重なり、義務的経費は増となった。また、特別定額給付金をはじめとした給付事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源の柱とした事業で、物件費や補助費等は大きく膨らんでいる。介護保険及び後期高齢者医療事業特別会計は高齢化に伴い増となり、令和4年度以降、団塊の世代が75歳に順次到達することから歳出圧力が高まる見込みである。

「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」で示す各指標は、経常収支比率が93.2%とやや改善したものの、依然として高水準で推移しており、かつ、改善の要因は地方消費税交付金の増であり、市税をはじめとした自主財源の増や経常経費の抜本的見直しによるものでない。平成28年度まで積み増しを行ってきた基金は、平成29年度から減少に転じ、積立金残高比率は目標値である35.0%を割り込み、34.6%となった。実質債務残高比率は、181.3%と改善しているものの、新学校給食センターや新保健福祉施設建設事業などのほか、老朽施設の大規模改修なども控えており予断を許さない状況である。

令和3年度の財政収支見通しであるが、新型コロナウイルス感染症の影響で市税は、前年度水準の確保が難しい情勢であり、景気動向によっては地方消費税交付金などの各種交付金の下振れするリスクが顕在化し、歳入を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にある。

4.令和4年度の予算編成の進め方

このような状況の中、令和4年度の予算編成は、「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」及び同施行規則に十分留意するとともに、「令和4年度予算編成

における基本的な考え方」及び前述の財政状況等を踏まえ、次の事項に留意して編成するものとする。

なお、事務の詳細については、財政課長通知による。

(1)第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン(以下、戦略プラン)は、令和4年12月まで延長される予定であるが、プランに掲げた目標の実現に向け、戦略に沿った施策を展開するための取組を実行するとともに将来を見据えた取組についても検討すること。ただし、厳しい財政状況に留意し、各種施策の成果検証を行い、必要性、費用対効果等を整理し、より質の高い予算要求とすること。

(2)義務的経費・経常的経費については、基本的な住民サービスの水準を維持できるよう、費用対効果を把握し、事業内容や事業主体等の適否を検証すること。なお、一般行政経費に対する一般財源額の枠配分を継続することとし、各部等で、制度の見直し、優先順位付けを行い、範囲内の要求に収めるよう努めること。また、社会保障関係費等における、「自然増」「当然増」は安易に過大に見積もることなく、抑制に努めること。

(3)政策的経費・投資的経費については、「中期事業計画」(「戦略プラン掲載事業」「インフラ整備等」「施設更新」「情報システム」分)における一次査定を経たもの(以下、概算要望等承認事業)のみ、予算要求をできるものとする。

なお、概算要望等承認事業であっても、枠配分に含むことから、事業の目的・効果、財源措置などを改めて検証し、真に必要な事業を厳選すること。

(4)新規のソフト事業は、概算要望等承認事業のほか、法律等により義務付けられたもの、国県等により財源が担保される事業とし、単独事業にあっては、既存事業の改廃等により、所要一般財源等についての確保が見込まれるものに限ること。

(5)新型コロナウイルス対策予算は、感染拡大防止対策やウィズコロナ社会を見据えた市民サービスの充実、経済活動の回復支援などにかかる経費について、枠配分とは別に要求できるものとする。ただし、国県等の財源措置などについて、情報収集に努め、活用について十分検討すること。

以上を踏まえ、真に必要な事業に効果的に予算配分を行い、将来の財政需要に対応した「財政力の強化」を推進するものとする。

5.令和4年度の予算編成の留意事項

(1) 財政運営影響額の試算等の義務付け

龍ヶ崎市は「財政運営の基本指針等に関する条例(以下、条例)」を制定し、財政の健全化に取り組んでいる。条例第19条では、総事業費が公共施設(庁舎、学校、

図書館，コミュニティセンター，体育館などの建築物)で 1 億円以上，社会基盤施設(道路，河川，橋りょう，下水道，公園など)で 2 億円以上の新設，更新，大規模改造等をしようとする場合は，財政運営影響額の試算結果(向こう 30 年間)及び当該事業による社会的便益等の予測の公表を義務付けているので留意すること。

(2) 公共施設の管理の最適化

条例第 9 条においては，公共施設により提供する機能について，社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能を確保するため，公共施設の用途及び利用環境の改善，運営の効率化並びに統廃合等の推進を義務付けており，公共施設再編成の基本方針に留意し，長期的見通しのもと，施設の適正管理に必要な予算を要求すること。

また，利用実態を踏まえた利用環境の改善，管理運営の効率化，管理業務に留まらない新たな活用策，高度利用による施設の資産価値を高める事業展開を検討すること。

(3) 負担の公平性と自主財源の確保等

自主財源の根幹である市税徴収(収納)率の向上は，財源確保と負担の公平性の両面から重要であることは言うまでもない。また，公共サービスの財源は，市税などにより広く負担されることが大原則であり，担税力のある者が納税せず，公共サービスを享受することは，公平性を著しく損なうものであり，目的税である国民健康保険税及び同様の性格である介護保険料などではその傾向がさらに強いものとなる。これらを踏まえ，引き続き適正課税・徴収率向上に取り組むものとする。

また，使用料等は，その利用者と非利用者との負担の公平性については，利用者の応分の負担によって初めて非利用者との負担の公平性が確保されるという視点から，受益者負担の適正化について精査するとともに，適正な債権管理に努めること。

(4) その他の留意事項

業務のアウトソーシング等にあつては，仕様書・設計書の創意工夫をはじめ，発注・入札方式の見直しなど多角的な検討を進めること。

また，特別会計や外郭団体等の経営支援的な補助金にあつては，自主独立を旨とする経営力強化の取組を引き続き促進すること。

さらに，本市が関連する一部事務組合及び外郭団体についても，本通知の趣旨の徹底を図るものとする。

6.おわりに

以上が予算編成の基本方針及び留意事項であるが，実務について市民のニーズを把握し，内容に精通しているのは予算を要求する各課等である。予算要求にあつては，市民のために事業を効果的に進めるため最善と思われる予算を計上されたい。